

市民活動団体(NPO)と市との協働のための指針

平成19年3月

日野市・「ひの市民活動団体連絡会」協働指針づくりプロジェクトチーム

市民活動団体(NPO)と市との協働のための指針

< 目次 >

前文	1
1.指針の目的	2
(1)指針の必要性	
(2)協働のための保障	
2.市民活動とは/協働とは	3
(1)市民活動の定義	
(2)市民活動団体の定義	
(3)協働の定義	
(4)市民活動団体と行政の協働の形態	
3.協働を促進するための基本的な考え方	4
(1)協働の基礎を築く ~ 自主性・自立性の尊重	
(2)協働意識を共有する ~ 市民と行政職員の意識改革	
(3)相互信頼を醸成する ~ 対等な関係の構築	
(4)地域課題を共有する ~ 目標の共有	
(5)公平性・透明性を確保する ~ 協働の心構え	
4.協働の進め方	6
(1)意識づくり・きっかけづくり	
「まちづくりは、みんなでかかわるもの」という意識づくり	
「あなたも私も地域の一員」という意識づくり	
「新たな公共的サービス」のきっかけづくり	
「意識・関心を高める」きっかけづくり	
(2)市民活動団体による協働の促進(市民活動団体の責務)	
自立した市民活動の基盤づくり	
新たな担い手の育成、仲間づくり	
市民活動団体同士の提携	
(3)行政による協働の促進(市の責務)	
「協働推進」窓口(担当部署)の設置	
市民活動団体への支援	
行政職員の意識改革の推進	
(4)市民活動団体と行政による協働の促進(市民活動団体と市で進めていくこと)	
市民活動を支援する中間支援組織の充実	
市民活動を支援する場の活用	
協働事業推進のための仕組みづくり	
協働事業の評価	

前文

昔々、人々は、自分たちでできることは自分たちでしてきました（自助）。また、自分たちだけではできないことは、ご近所さんたちが集まってしてきました（共助）。それでもできないことを行政がしてきました（公助）。それがいつの間にか自分たちでできたことまで行政が担うようになったり、自分たちができることを行政に押し付けたりしたことによって、行政の担う公共的サービスは肥大化し、行政の動きも鈍くなりました。

昔から市民は、集まって自分たちのためになること、地域のためになることなど色々な活動（市民活動）をしてきましたが、それぞれのニーズが多様化する中で、自分たちではできないことを行政に要求してきました。また、行政も市民の多様なニーズに、より多く応えられるように、行政サービスを提供してきました。

しかし、中央集権から地方分権へと時代は動き、自治体は本来の市民自治・地域主権の立場に立ち、市民は自分たちのできることは自ら行動し、また、市民と市民、市民と市民活動団体、市民活動団体と自治体とさまざまな形態でまちづくりを一緒にしていこうとする動きが始まっています（参画・協働）。

私たちのまちでも、古くから市民は水と緑を守り育む活動（身近な自然環境の保全）や住みよいまちを思い、形づくる仕事（まちづくり協議会など）を通じて、まちづくりの参画・協働に関ってきました。

また、市民参画で創りあげた「日野いいプラン2010」（平成13年度から10か年の第4次日野市基本構想・基本計画）では、市民参画によるまちづくりを進めることや、市民活動を支援することが協働を進めていく方向性として示されています。

日野市では、市民参画によるまちづくりの心強いパートナーとなる市民活動団体の自立と支援を進めていくことから、市内の市民活動団体に呼びかけ、協議を重ね「ひの市民活動団体連絡会」が平成15年4月23日に立ち上がりました。

日野市では、この「ひの市民活動団体連絡会」との協働で市民活動の支援を行い、市民自治の「環」を広げていくことを目指します。

1 . 指針の目的

この指針は、「日野いいプラン2010」に掲げる、「参画と協働のまちづくり」を推進し、安心して暮らせるよりよいまちづくりを目指すため、市民ニーズに対応する新たな公共的サービスの提供と、これからの担い手である市民活動団体と市との協働を促進することを目的とします。

(1) 指針の必要性

市民ニーズに対応する新たな公共的サービスの手法を市民自治の考えに立ち、市民活動団体と行政とのパートナーシップのもと、協働して知恵と力を出し合うことが不可欠となっています。

このような中、さまざまな専門性・能力・個性を持ち、自立して活動する市民活動団体は公共的サービスの有力な担い手です。市民が安心して暮らせるよりよいまちをつくっていくため、市民活動団体と行政とが協働を進めていく姿勢・考え方を共有する必要があるのです。

(2) 協働のための保障

市民活動団体と行政とが協働するためには、市民一人ひとりが主体的にいつでも参加・参画できる自由度を認め、市民と一緒に進めていく仕組みが必要です。

お互いに協働のルールを決めて共有化しておき、知恵を出し合いながら対等な立場によるパートナーシップを確立することを目指します。

2 . 市民活動とは / 協働とは

市民活動は本来自由に行うものなので、要件を定めるものではありませんが、この指針では次のように定義します。

(1) 市民活動の定義

市民活動とは、地域や身近な生活で起こるさまざまな課題から、国際交流などを含めた社会的な課題に対し、営利を目的としないで自立して自発的に取り組む活動で、政治活動や宗教活動を含まない活動とします。

(2) 市民活動団体の定義

市民活動団体とは、営利を目的としないで、さまざまな社会貢献活動を行っている民間の団体(NPO法人を含む市民活動団体等)、またはこれから新たに活動しようとする団体のこととします。

(3) 協働の定義

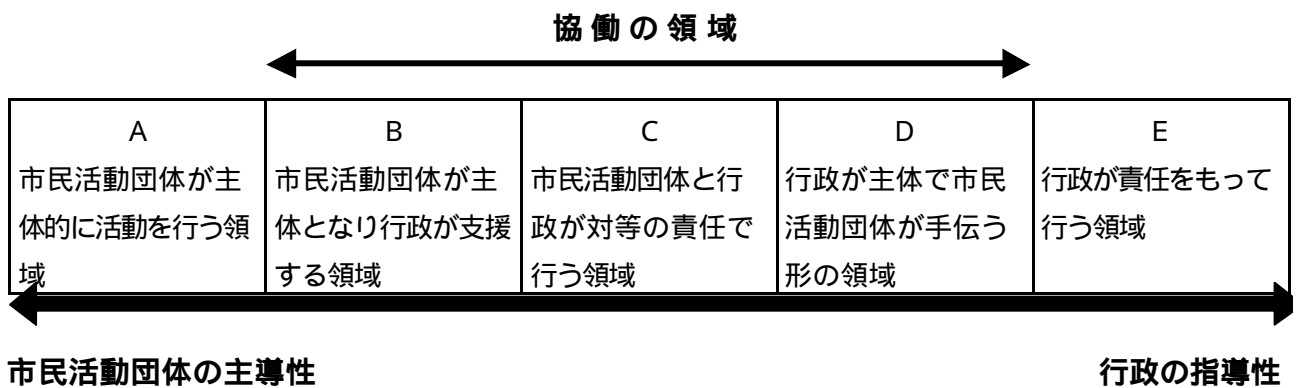
「協働」とは、「たとえお互いの意見や行動が違っていても、共通の課題や目標を達成するために、さまざまな観点や形をとることを許容する。」という意味を表しています。

そこで市民活動団体と行政の協働とは、市民と行政がお互いの特性を活かし、共通の目標達成のために、対等のパートナーであることを認め合いながら活動することをいいます。

(4) 市民活動団体と行政の協働の形態

市民や市民活動団体が、行政と協働しようとするとき、それぞれの関わり合いの度合いから、「協働」にはさまざまな形があります。

ここでは市民活動団体と行政とが、お互いの役割と責任を明確にすることが求められています。



上の図のようにB, C, Dの範囲が、市民活動団体と行政がそれぞれの役割と責任に応じて協働する領域を示しています。

3. 協働を促進するための基本的な考え方

協働を促進するためには、市民活動団体と行政がそれぞれ役割と責任を持ち、相互の違いを認め合いながら、地域社会づくりに対する共通認識をもった上で、パートナーシップによる効果的な連携・協調関係を築いていかなければなりません。協働を進めることでよりよいまちづくりのための仕組みや、関係を創りあげていくことが可能となります。

(1) 協働の基礎を築く～自主性・自立性の尊重

市民活動団体が公共の役割を担い、責任を持つためには、市民活動団体自らが主体的であることと自立性を持つ必要があります。市民の自治意識に基づく、自立した市民及び市民活動団体の存在が協働の基礎であるといえます。

この基礎を築くために、市民の自治意識を育む場と仕組みを「協働」でつくる必要があります。

(2) 協働意識を共有する～市民と行政職員の意識改革

なぜ協働するのかということ、市民と行政職員が共に認識することが大切です。今日、公共や公益を担うのは、行政だけでなく市民との協働の上に成り立つという意識改革がお互いに必要です。そして、協働するためには、市民や行政職員のコミュニケーション力やコーディネート力をお互いに高め合うことが必要です。

(3) 相互信頼を醸成する～対等な関係の構築

協働するためには、お互いの信頼関係が不可欠です。信頼し合うためには、まず市民活動団体と行政とがお互いの組織の特性を理解し、相互の違いを認め合うことが大切です。

行政は公平性を重要としますので、平均的、均質的なサービスを旨としますが、市民活動団体は、多様な市民ニーズや少数意見にきめ細かく対応できる特性があります。

こうしたお互いの能力・行動原理・価値観・特性と得意分野について相互理解し、信頼関係を築いていくことが必要です。信頼関係ができて、初めて対等な関係の中で、それぞれの特性を活かせる協働を実現することが可能となります。

(4) 地域課題を共有する～目標の共有

市民活動団体と行政が何のために協働するのか、何を一緒に創りあげようとしているのかを共通認識として理解し合うことが大切です。そのためには情報共有のための場とシステムの形成が必要となります。それは、公共を協働して担うための仕組み・環境づくりであり、市民活動団体の情報発信力向上のためには、触媒となる中間支援組織の支援が重要です。

市民活動団体と行政相互の情報をできるだけ共有し、地域課題を共有することから、どうすればこれらを解決していけるか、目指すべきものは何かを共に探りながら、同じ目標に向けて協働を進めることが大切です。

(5) 公平性・透明性を確保する～協働の心構え

協働を進める上では公平性・透明性を確保することが必要です。

協働事業では、公平な競争により協働相手を選定し、市民活動団体と行政が話し合っただけ課題解決のためのプロセス（過程）を踏むことで、協働による責任を明確にすることが大切です。

このためには双方が情報を公開し、説明責任を果たすようルール等を決め、透明性を確保していくことも必要となります。

4 . 協働の進め方

市民活動団体と行政との協働を進めるには、市民と行政の意識を高め、市民参画を促進し、市民活動団体の活動が円滑になるとともに、効率的に行えるように活動

環境の整備をする必要があります。前述の「3. 協働を促進するための基本的な考え方」に基づいて、市民活動団体と行政がそれぞれの役割を担い協働を促進します。

(1) 意識づくり・きっかけづくり

「まちづくりは、みんなでかかわるもの」という意識づくり

一人ひとりが、年齢、性別、障害の有無、国籍などに関わらず、「自分にも何かできるのでは」という意識をもち気軽に市民活動に参加、協力できる環境づくりをします。

「あなたも私も地域の一員」という意識づくり

地域で活動する市民活動団体は、その専門性を発揮した活動を通して、自分たちのまちの魅力や個性を活かすことの大切さを伝え、行政は市民が活動しやすい環境を整え、市民が自分の暮らす地域の一員である意識を醸成します。

「新たな公共的サービス」のきっかけづくり

行政は今まで行った事業や制度のすきまにある問題について、市民や市民活動団体と共に見つめ直し、協力し合いながら市民ニーズをとらえた新たな事業につなげていきます。

「意識・関心を高める」きっかけづくり

市民や行政職員が地域への関心を高め、学ぶ機会を提供します。

(2) 市民活動団体による協働の促進（市民活動団体の責務）

自立した市民活動の基盤づくり

市民活動団体は、サービスの提供を受ける市民や協働する行政から、信頼される安定した活動が出来るよう努力します。

新たな担い手の育成、仲間づくり

市民活動団体は、各団体の活動情報などを公開し、今まで身近な地域での活動に関わる機会の少なかった人が、参加・協力できる「きっかけ」をつくり、地域における助け合い、支え合い活動に参画する人材を育成し、仲間づくりをします。

市民活動団体同士の連携

協働を進めるためには、取り組む課題や問題の内容によっては、同分野同士、異分野、異領域の活動団体同士の連携や協働が有効な場合もあります。そういった市民活動団体同士の連携も視野に入れ活動していきます。

(3) 行政による協働の促進（市の責務）

「協働推進」窓口（担当部署）の設置

・庁内に担当部署を置き、市民活動団体と行政との窓口となり、協働事業をコーディネートし、市民活動団体及び行政の情報を収集し、双方に公開して広く協働事業を推進します。

市民活動団体への支援

・市民活動団体の活動拠点として、市民活動支援センターを設け、基本備品の整備など機能の充実を図り、活動の場の整備をします。

- ・市民活動団体の自立及び市民活動の充実・発展のため、財政的な支援を行います。

行政職員の意識改革の推進

- ・市民ニーズに柔軟に応えられる自治体への変革を目指し、市民活動への理解を深めるための研修等を実施し、職員一人ひとりが意識改革をできるよう努力します。

(4) 市民活動団体と行政による協働の促進(市民活動団体と市で進めていくこと)

市民活動を支援する中間支援組織の充実

市民活動を活性化し、充実・発展するために、中立的な立場で市民活動団体の自立・支援を行い、主に以下の役割を担う中間支援組織を充実させていきます。

- ・相談窓口の充実(市民活動団体の立ち上げ、NPO法人格取得、組織運営・資金・人材確保などマネジメントに関するアドバイスなど)
- ・市民活動情報の収集と発信
- ・市民活動団体同士の交流の支援
- ・市民活動団体同士の連携の支援
- ・協働相手を仲介
- ・協働コーディネーターの養成

市民活動を支援する場の活用

市民活動支援センターでは、市民活動の支援、育成や活動のPRを行う場として活用していきます。

また、市民活動団体同士が情報交換や連携・協力できるよう交流できる場として活用していきます。

協働事業推進のための仕組みづくり

- ・市民活動団体と行政が定期的に情報交換会を実施し、市民活動団体と行政の双方からの協働事業提案について協議を行いながら、地域の課題や目標を共有化することにより、公共的サービスにつなげていきます。
- ・協働を進める際は、協働の相手に対し、それぞれの事業について情報を提供し、協働を進めていく上で双方の認識を深めるための努力をします。
- ・中間支援組織においては、市民活動団体からの要請があれば、中立的な立場で相談窓口となり協働事業へとつなげられるような仕組みを検討し、支援をしていきます。

協働事業の評価

事業の信頼性と次の協働事業に活かすための事業評価システムを構築していきます。

市民活動団体(NPO)と市との協働のための指針

発行・印刷 平成19年3月

発行・編集 日野市企画部地域協働課

ひの市民活動団体連絡会

指針づくりプロジェクトチーム

東京都日野市日野本町1-6-2

生活・保健センター内

TEL 042-581-4112